

令和 5 年 1 月 4 日から 車検証が電子化

～青パトの申請様式・必要書類が一部変更～

1 車検証の電子化について

令和 5 年 1 月 4 日から、自動車検査証（車検証）が電子化されました。

従来の車検証（A4サイズ）に対し、今後発行される電子車検証は、A6サイズ相当の厚紙にICタグを貼付したものになります。

電子車検証の券面には、記載事項の変更を伴わない基礎的情報が記載され、その他の情報（車検証の有効期限、使用者情報、所有者情報等）はICタグに記録されます。

※電子化の対象は、地方運輸局（山形運輸支局本庁舎・庄内自動車検査登録事務所）で発行する車検証となり、軽自動車検査協会発行の車検証は従来のものと変わりません。

2 申請様式・必要書類の変更について

(1) 申請様式

車検証の電子化に伴い、青パト団体が申請時に使用する様式のうち、

証明申請書（別記様式第1号） ※新規団体が使用

証明書記載事項変更申請書（別記様式第9号） ※既存団体が使用

の内容が一部変更されました。

これまで「自動車検査証の写し」と記載されていた箇所が、「自動車検査証記録事項が記載された書面」と変更されました。

上記申請の際には、新しい様式を使用するようお願いいたします。

(2) 必要書類

上記のとおり、電子車検証の券面には、使用者や所有者の情報等が記載されません。

青パト車両を変更（追加）する場合は、それらの情報を確認するため、

自動車検査証記録事項が記載された書面の添付

が必要になります。

自動車検査証記録事項は、電子車検証の券面に表示されない情報を含む全ての情報が記載されたもので、運輸支局において、電子化の開始後最低3年間は、電子車検証に併せて交付します。

電子車検証の詳細や自動車検査証記録事項の取得方法については、国土交通省の電子車検証特設サイト等により確認して下さい。

★申請様式の取得方法★

1 県警HPからのダウンロード

山形県警察HP

↓
「安全・安心情報」

↓
「安全安心まちづくり」

↓
青色防犯パトロールに申請するには

↓
申請時に必要な書類



2 管轄警察署（生活安全課）から受領

事前に管轄警察署（生活安全課）に連絡した上で、担当者から受領してください。